

三木町農業委員会

令和5年1月 定例会議事録

三木町農業委員会

令和5年1月定例会議事録

(会 期) 1日間

(開催年月日) 令和5年1月20日(金)

(会議時間) 13:30～14:43

(開催場所) 三木町防災センター 2階 第1研修室

出席委員数 16名

1番	松田	隆雄
2番	香西	茂知
3番	古市	哲
4番	藤澤	勇一
5番	鎌倉	茂雄
6番	溝渕	常雄
7番	川田	正憲
8番	鈴木	勤
9番	小川	正則
11番	高重	浩二
13番	吉原	博
14番	中川	詰郎
16番	岡田	久
17番	鎌倉	守
18番	溝渕	廣明 (会長職務代理)
19番	高尾	壽一 (会長)

欠席委員数 3名

10番	鎌倉	博之
12番	白井	敏雄
15番	横山	良秀

事務局

1. 平井元事務局長
2. 横山賢一課長補佐
3. 漆原翔平係長
4. 谷井直人主任主事

農林課

1. 奥畑祐佑輔係長

(別紙) 議案書

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明願いについて

議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画
について

報告第1号 農法法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 使用貸借返還通知について

(その他) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

地籍調査事業に係る一筆調査後における農地を伴う地目変更の認定に
ついて

13時30分 開会

- 事務局 それでは、只今から1月の三木町農業委員会定例会を開会いたします。本日、横山委員、白井委員、鎌倉博之委員から欠席の連絡をいただいております。それでは開会にあたりまして、高尾会長からご挨拶をお願いします。
- 会長 (挨拶)
- 事務局 ありがとうございます。今月の定例会は、農地法関係議案等4件と、農地利用集積計画及び配分計画について、それぞれご審議をお願いします。本日は、地籍調査事業に係る1筆調査後における農地に伴う地目変更の認定に付きましても審議をいただきます。本日の議事録署名委員につきましては、鈴木委員と小川委員にお願いいたします。それでは、高尾会長よろしくお願いたします。
- 会長 それでは、さっそく審議に入っていきたいと思います。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より提案をお願いします
- 事務局 はい。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。議案書の1ページをご覧ください。【番号1及び2について朗読（別紙、議案書のとおり）】以上、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。
- 会長 はい。それでは、地区担当の委員の方、補足の説明がありましたら、お願いします。
- 鈴木委員 1番の方ですが、山の方でも田んぼを多く購入しているので、転売などすることはないでしょうねと尋ねたところ、それはありませんと返答が返ってきたので、確認書に判を押しました。
- 会長 それでは、この件について、他に質問はないですか。
- 委員一同 (質問なし)
- 会長 それでは、私の方から。1番の方は8反5畝耕作となっておりますが、農業の体制はどうなっていますか。
- 事務局 申請書では、本人がされるということで出てきています。年末に、取得されている農地も含めて現場の方も確認しましたが、きちんと耕作もされていたので問題はないかと思っております。
- 会長 農機具は所有していますか。
- 事務局 トラクターやコンバイン、耕運機、田植え機を各1台ずつリースで所有しているようです。
- 会長 そうですか。わかりました。それでは他に質問はございませんか。
- 委員一同 (特になし)
- 会長 それでは採決に入ります。議案第1号、3条申請について承認する委員は挙手をお願いします。
- 委員一同 (挙手)

- 会長 はい、ありがとうございます。全会一致で承認されました。それでは議案第2号、農地法第5条について、事務局より提案をお願いします。
- 事務局 失礼します。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。議案書の2ページをご覧ください。なお、お配りしている個別の地図も併せてご覧ください。【番号1について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。
- 会長 はい、ありがとうございました。5条はこの1件でございます。それでは、現地調査について、担当地区の委員さん、説明をお願いします。
- 鈴木委員 それでは、現地調査の報告を行います。1月分の農地法関連の申請について、去る令和5年1月13日（金）の9:00から、4条申請6件、5条申請9件につきまして、高尾会長、溝渕副会長、小川委員、私（鈴木委員）、事務局2名の計6名、及び担当地区の農業委員、推進委員とともに現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について確認いたしました。その中で問題となったのは、5条申請、番号1ですが、こちらにつきましては、既に造成が行われておりましたが、無断転用の是正ということで始末書が添付されており、周辺農地への影響はありませんでした。以上で、現地調査の報告を終わります。
- 会長 はい。ありがとうございます。続きまして、地区担当の委員の方の補足説明がありますので、よろしくをお願いします。
- 藤澤委員 地図を見ていただきたいのですが、5条申請の1番ですが、隣接地は殆どが住宅地になっております。ちょうどこの辺りは土地が低く、大雨のときはかなり水が出るということで、そのことも承知の上で造成されているとは思いますが、高松市の亀田地区とも協議の上、排水対策はされていると思われまます。また、町道と県道に隣接していることから、生活するにはとても便利であると思われまますので、よろしくをお願いします。
- 会長 はい、ありがとうございました。それでは本件について、ご質問がある方。
- 委員一同 （特になし）
- 会長 ないようですので、採決に入ります。議案第2号、農地法第5条の許可申請について、承認する委員は挙手をお願いします。
- 委員一同 （挙手）
- 会長 はい、ありがとうございます。全会一致で承認されました。それでは議案第3号、非農地証明願いについて、事務局より提案をお願いします。
- 事務局 失礼します。それでは、議案第3号、非農地証明願いについて説明します。議案書の3ページをご覧ください。【番号1について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上、議案第3号、非農地証明願いによる許可申請についての説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。
- 会長 現地調査は、鹿庭ですので岡田委員の担当地区ですか。
- 岡田委員 はい。現地を確認したところ、現況は、確かに山林化しておりました。
- 会長 はい、ありがとうございました。それでは、他に質問はございませぬか。

委員一同 (特になし)

会長 それでは質問がないようですので、採決に入ります。議案第3号、非農地証明願について、承認という委員の方の挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 ありがとうございます。全会一致で承認することといたします。続きまして議案第4号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、提案をお願いします。

事務局 失礼します。それでは議案第4号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。こちらにつきましては、新規のみの説明とさせていただきますので、議案書の6ページを御覧ください。10番からご説明いたします。
【番号10から番号21について朗読(別紙、議案書のとおり)】
以上となります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 本日は21件ですね。それでは、更新も含めて、何か質問のある方。

高重委員 10番と12番は、両方とも同じ方が借りられるようですが、農地機構を通すものと通さないものがあるのはなぜですか

事務局 10番は自家消費米を作付けするということと、貸借期間が2年と短いことから、機構は通さないこととなりました。また、12番はいちごハウスを建設することと、貸借期間も10年ということで、機構を通すこととなりました。

会長 機構を通す場合は、基本6年以上ということですか。

事務局 はい、そのとおりです。

会長 12番の反当り1万円というのは、他に比べてやすいように思いますが、どうですか。

事務局 はい、他のイチゴ農家は反当たり5万円というのが通例ですが、12番の方については他の農地についても反当たり1万円とされているようです。

会長 その当たりの確認はされているんですね。

事務局 はい、確認しています。

会長 11番と13番の違いも、同じ理由で期間の違いということで、いんですかね。

高重委員 11番は、作ってもらうように頼んだのですか、次に借りる予定の担い手から、来年麦を蒔くから今年は作って欲しいということであったので、繋ぎで8か月だけ契約をしたということですか。

会長 わかりました。担い手である業者に、もう少し丁寧に管理をしてもらいたいところですね。井戸一帯も、機構経由の大規模な担い手業者に、もう少ししっかり管理してもらいたいところですね。

香西委員 そうですね。担い手業者がいま麦だけ作っている状態なんですけど、麦の後の後始末をしてもらいたいですね。それから、今後は麦の作付けだけではいかんようになって、水を張らなければならないということになるということなんですけど、この辺りの水瓶の鍛冶池や熊田池は、数日に一回しか水を出さないないので、そうなるとう水の管理を今後どのようになさるのかなと、関心を持って見ているところです。

会長 その辺りの水田活用のルールについては、この後の（３）その他で説明をしていただけたと思います。それでは、他に質問はありませんか。

委員一同 （特になし）

会長 それでは、質問がないようですので、採決に入ります。それでは議案第４号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、一括でございますが、承認するという方の挙手をお願いします。

委員一同 （挙手）

会長 ありがとうございます。全会一致で承認することといたします。続きまして議案第５号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について、事務局説明をお願いします。

事務局 はい。それでは議案第５号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について説明します。議案書の９ページを御覧ください。
【番号１について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上となります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 こちらは、機構さんが貸し付けていた、借り手の変更を行うということでよろしいんですね。

事務局 はい、そのとおりです。

会長 みなさん、何かご質問ありますか

委員一同 （特になし）

会長 質問がないようですので、採決に入ります。それでは議案第５号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について、承認するという委員の方の挙手をお願いします。

委員一同 （挙手）

会長 ありがとうございます。全会一致で承認することといたします。続きまして報告事項に移ります。事務局、説明をお願いします。

事務局 失礼します。それでは報告議案について説明します。議案書の１０ページを御覧ください。報告第１号、農法第１８条第６項の規定による通知についてです。
【番号１について朗読（別紙、議案書のとおり）】続きまして、議案書の１１ページをご覧ください。報告第２号、使用貸借返還通知についてです。【番号１から５について朗読（別紙、議案書のとおり）】以上で、報告議案の説明を終わります。

会長 ありがとうございます。報告事項でございますが、なにかご質問はございますか。

委員一同 （特になし）

会長 それでは以上で議案の方を終了いたします。続きまして、香川県農業会議の常設委員会の報告を行います。令和４年１２月分の４条関係については、香川県が０件、三木町も０件でございました。５条関係は、香川県１１件、４４６２６．６８㎡、三木町は０件でございました。以上で報告を終わります。続きまして、（３）地籍調査事業の件について説明を求めます。よろしくをお願いします。

- 奥畑係長 失礼します。農林課地籍調査係の奥畑です。よろしくお願ひします。毎年報告しております、昨年度に地籍調査の1筆調査を行った地区について、登記地目が農地であつて現況が農地以外のものについて、現況に合わせて地目変更を行いたい案件がありますので、報告します。昨年度実施しましたのは、井上の東山田地区及び、下高岡の駒足地区でございます。お手元に「農地変更調書」を御覧ください。1ページから48ページまでが、東山田地区の、登記地目農地から農地以外の地目に変更する予定のものとなります。次に49ページ69ページまでが、駒足地区の、登記地目農地から農地以外の地目に変更する予定のものとなります。続きまして70ページから73ページまでが、東山田地区の、登記地目が農地以外のものから農地へ変更する予定のもので、74ページから77ページまでが、駒足地区の、登記地目が農地以外のものから農地へ変更する予定のものでございます。詳細につきましては、農地変更調書のとおりとなっております。すべて、現況に基づいて認定している地目への変更となります。ご承認いただけましたら、適正に処理させていただきたいと思つております。簡単ではございますが、以上で報告を終わります。
- 会長 井上地区に墓地があるのですが、これほどのように処理されるのですか
- 奥畑係長 現況が墓地であれば、墓地に地目変更となります。
- 古市委員 できたらどのエリアが調査対象地区であつたのか、A3サイズ一枚で結構ですので、地図でエリアを示したものを添えてらえれば分かりやすかつたかなと思ひます。
- 奥畑係長 今後、そちらも含めてご準備させていただきます。今回も、必要であればお渡しすることができます。
- 会長 今回、準備できますか。
- 奥畑係長 はい、ご準備できます。
- 会長 できるのであれば、よろしくお願ひします。
- 職務代理 畑が山林になっているものがありますが、それだけ荒れているということですか。
- 奥畑係長 草木の茂り方や地権者の意見の聞き取りを行いながら判断しています。
- 吉原委員 地権者がいらっしゃらない土地や農地についてはどのようにされているんですか。
- 奥畑係長 地籍調査は、必ず地権者の承諾が必要ですので、地権者本人の立会の元で行います。本人不在の場合は、委任を受けた者、本人が亡くなられている場合は、相続人に立会をお願いしております。また、代理の方の場合は、調査の後に本人宛に詳細内容の書面を送付し、承諾確認の書類をご返送いただくといった郵送処理の形を取つています。地目変更及び境界確定についても、本人不在では筆界未定となります。
- 会長 筆界未定が発生すると、農地を売買することもできなくなるので、地籍調査係の方には極力筆界未定が発生しないよう努力させていただきたいと思ひます。ただ、筆界未定の場合は、法務局の方であまり費用がかからず境界が確定できる方法でトラブルを回避しようという方法があるようですので、もし近所の方でもめているという事例があれば活用すればいいのではないかと思ひます。
- 藤沢委員 こちらは地権者への公告縦覧期間は終えているのですか。また、法務局への進達はいつ頃の予定ですか。
- 奥畑係長 はい、地権者への閲覧期間は終了しております。また、窓口に来られない方については郵送にて内容確認と承諾を頂いております。法務局への進達は、国土交通省からの認証の承認が降り次第、法務局へ成果を持ち込む予定です。時期としては夏頃の予定です。

- 藤沢委員 はい、分かりました。ありがとうございました。
- 会長 それでは皆さん、この件については承認でよろしいですか。
- 委員一同 はい
- 会長 はい。それでは、そういうことで、よろしくおねがいします。続きまして(4)その他に移ります。去年から色々法改正がありまして、11月にありました3年3作については時期を同じくして県の職員が鳥インフルエンザ対策に追われ、未だに研修会等が開催されておらず、事務局からも委員皆様に報告ができておりませんが、情報が入り次第ご報告するとのこと。また、5年に1回は水稻を作付けしなさいとのことで全国から苦情の意見が多く出たことを受け、例外として1ヶ月間以上水を張りましょうとのことです。また、もう一つは連作障害を発生させないように留意しようということで農林省内で決着が付きそうと聞いています。それから3条関係の改正についての説明は、事務局からお願いします。
- 事務局 失礼いたします。農地法の改正が令和5年4月から予定されておりまして、主に大きな変更点といたしましては、限面積の撤廃と3条に係る3年3作の要件もなくなるということで、まず下限面積の撤廃については、三木町では4反という下限面積を設けておりますが、それが法改正により条文から削除されるというところで、他の要件である機械を持っているとか営農能力の審査基準は一緒なんです、国の方からまだ正式な公文等、審査基準が降りてきていない状態ですので、それと先程会長が仰られたように、県の研修もまだ満足に開催して頂いてないので、国の正式な公文と県からの資料を合わせて、来月もしくは再来月の定例会の後に具体的な処理基準などご報告できればと思います。3年3作についても令和5年4月から基準がなくなるのですが、この2つの要件がなくなるので、懸念されるのは、誰でもが農地を取得することができるようになり、これまでは3年3作の要件があったのですぐには転用や転売ができなかったのですが、3年3作がなくなるので、すぐに転用ができるようになるというのが懸念事項としてあるのですが、その辺りの県内統一の処理基準等がまだ示されていないので、その辺りを改めてご報告できればと思っております。以上です。
- 会長 いまの説明でだいたい把握できましたか。詳細はまだ出てないとはいえ、下限面積がなくなりますので、1反くらい買って、次の月に転用しようかということが可能になるわけですね。ただし、これまでの営農基準等は残るそうなので、その辺りをどのように判断していくかがちょっと難しいところですが、その辺りはまた今後、具体的な基準が出てくると思います。それから、目標地図の作成が令和5年度中に行わなければならないこととなっています。それに向けて、事務局の方でタブレットを3台導入しました。今はまだタブレットの基礎となるソフトが準備中にして、それができれば順次使えるようになるということで、それを用いて目標地図を作成することになっています。今はまだ準備中とのことなので、準備でき次第取り組んでいこうと思っています。この他、事務局などにごございませんか。なければ事務局にお返しします。
- 事務局 長 それでは閉会にあたりまして、溝渕副会長にご挨拶をお願いいたします。
- 会長職務 皆様、長時間に渡り、慎重審議、誠にありがとうございました。寒い時期でございますので、風など引かれませぬようにくれぐれもご留意いただきまして、体調管理に務めていただきますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。本日はおつかれさまでございました。